

証人等威迫罪における 面会強請および 強談威迫の意義について

中 村 悠 人

1. はじめに

本稿は、刑法105条の2の証人等威迫罪における面会強請と強談威迫の意義について検討を加えるものである。後述のように、本罪の威迫については、直接的な方法（対面）に限らず、間接的な方法も含まれるとした裁判例がある一方、面会強請については、手紙という間接的な方法による事案で否定した裁判例もある。確かに、情報通信機器の発展に鑑みれば、必ずしも直接的な方法に限られないとの理解にも説得的な点はある。もっとも、間接的な方法には、手紙、メール、電話、動画送信、リアルタイムでの映像・音声のある通話など様々なものが存在する。映像・音声・文字と相手方に伝わる情報に差があるなかで、間接的な方法一般につき、面会強請や強談威迫に当たると解することが適切であるかは検討の余地がある。

本稿は、名古屋高裁令和6年2月28日判決（⁽¹⁾ 公刊物未搭載）を素材として、この点の検討を行う（原判決である津地判令和5年3月22日（令和

(1) 同事件の弁護人（芦葉甫弁護士）から同判決の内容につき教えていただいた。記して感謝申し上げます。筆者は、控訴の際に、同事件の意見書を出しており、本稿はその意見書を基にしたものである。

3年(わ)第496号)は判例データベースにて閲覧可能である(LEX/DB 25594959))。同判決は、被告人が手紙で相手方に伝達した内容につき、原判決が面会強請、強談、威迫のいずれも認めたのに対して、面会強請と強談を否定しつつ、威迫を認めている。後述するように、この判決は間接的な方法一般に対する限界や基準を示したのではなく、事例判断的なところも存するが、その内容には解釈上参考になる点が含まれているように思われるため、以下で紹介しつつ、検討をしていきたい。

2. 名古屋高裁令和6年2月28日判決

本件の事案の概要は以下の通りである。被告人は、実子であるAに対する準強制わいせつ罪(当時)により津地方裁判所四日市支部に公判請求され、同被告事件について同裁判所で有罪判決を言い渡された⁽²⁾。その後、同判決が名古屋高等裁判所により破棄差戻しとなって⁽³⁾、津地方裁判所にその審理が係属した(その後、第二次第一審では無罪判決が出ている⁽⁴⁾)。令和3年11月12日ころ、被告人は、収容先の刑事施設から、同事件の参考人であり、検察官が同年9月17日付けで証人尋問請求していた者であって、被告人の元妻でありAの母であるBに対し手紙が在中している封書を送った。そこには、Aの携帯電話機に保存されたデータが同審理で取り調べられる予定であり、同データの内容は、Aが同事件に関して嘘をついていることが分かるものであって、Aの母Bの両親が見たら倒れてしまうようなものであること、Aの取調べ等の録音録画記録媒体の映像をBに

(2) 津地四日市支判令和2年11月2日 LEX/DB 25569425。

(3) 名古屋高判令和3年2月25日高刑速(令3)号475頁。

(4) 第二次第一審：津地判令和4年5月11日 LEX/DB 25594265。第二次控訴審たる名古屋高判令和5年1月18日 LEX/DB 25594265では控訴棄却となっている。

見せたいが、それらを見ると、Aが嘘をついていると分かるから、Bがパニック状態に陥るであろうこと、他にもAに不利な証拠が裁判で取り調べられ、Aが他人に知られたくない事実が裁判で明らかになること、被告人はBの証人尋問を望んでおらず、証人尋問は精神的負担が大きく、検察官はBの体調など考慮しないから、裁判よりも体調を優先した方がいいこと、Bが差戻前の第一審の審理において意見陳述の際に読み上げた書面は、Bではなく検察官が作成したものであると考えていること、被告人への面会や手紙への返信を求めることなどが記載されていた。令和3年11月16日頃、郵便局員らを介し、日本国内所在のB方に封書が到達し、その頃、同所において、Bがこれを読んだ。

これにつき、検察官は、B方に手紙を到達させ、同所において、Bにこれを読ませ、暗に、同事件に関し証言を拒み、又は自己に不利な証言をしないよう要求し、Bに不安、困惑の念を生じさせ、もって自己の刑事事件の審判に必要な知識を有すると認められる者に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに、面会を強請するとともに、強談威迫の行為をしたとして公訴提起を行った。

(1) 第一審：津地判令和5年3月22日

第一審は、このような事実は面会を強請したものであり、強談し、威迫したものであるとして、包括して刑法105条の2を適用し、被告人を罰金20万円に処した。その際、「同罪の保護法益は、証人等を保護することによって刑事司法の適正な運用を確保するとともに、証人等の私生活の平穩を保護することにあると解されるところ、激烈な言葉を用いて面会強請がなされた場合、手段が直接的であるか間接的であるかによって、保護法益が害された程度に決定的な差があるとは思えないところである（殊に、近時は情報通信機器が発達しており、テレビ電話等の映像を通して意思疎通を図

る方法で相手に対して自身の要求等を伝えることがより容易になっており、テレビ電話等の映像を通して面会強請が行われる場合、相手の所在地に赴いて直接に面会を強請する場合との間に、保護法益が害される程度において有意な差がないときもあると考えられる。)とし、「証人等威迫罪にいう『強談』とは、相手に対して言語をもって強いて自己の要求に応ずるよう迫る行為をいい、『威迫』とは、相手に対して言語又は動作をもって氣勢を示し、不安・困惑を生じさせる行為をいい、『面会を強請し』とは、相手の意思に反して面会を要求することをいうところ、いずれについても、相手の面前もしくは近辺で直接なされる必要はなく、電話や文書の送付等によって間接的になされる場合も含まれる」とした。

これに対して、被告人側は控訴したが、そこでの主張内容は以下の通りであった。すなわち、①別件準強制わいせつ事件は、被害者とされたAの原審公判証言の信用性が有罪・無罪の帰趨を決するという証拠構造であったところ、同事件の控訴審判決が「原審裁判所も、必要な審理を尽くしていれば、(控訴審としては是認し難い理由により)被害者の原審公判証言の信用性を認めるという事実認定をすることはなかったと思われる。」などと説示して、一審判決を破棄して差し戻しており、被告人としては、差し戻後第一審において無罪判決が下されると確信を抱いても全く不思議ではない状況下で本件が起きた、という事実経過が考慮されていない。

そして、②本件手紙は、その文面からしても、過去の裁判例と比較すれば、相当慎重に判断すべきことが自明であるにもかかわらず、面会強請や強談威迫の構成要件に該当するとの判断を淡白に行った結果、法令の適用を誤り、事実を誤認したものであって、それらの誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、原判決は破棄を免れず、無罪の判決を下されるべきである、というものであった。

(2) 控訴審：名古屋高判令和6年2月28日

控訴審は、本件手紙を送付し、閲覧させた事実について、刑法105条の2の威迫に該当するとした点には誤りが無いものの、面会強請や強談にそれぞれ該当するとした点については法令適用の誤りがあるとして、原判決を破棄した。

ア. 面会強請の点

まず、面会強請の点につき、「面会を強請」とは、面会の意思のない相手方に対し「強いて」面会を求めることをいうとしつつ、本件では「強いて」面会を求めたとはいえないとした。

まず、原審弁護人が、「面会を強請」については、電話や文書等によって間接的に面会を求める場合までは含まれないと主張したのに対し、原判決は、間接的な方法で行われたという一事をもって構成要件を充足しないことに合理的な理由はないとした上で、Aの母Bが令和2年6月頃以降に被告人との面会に行かなくなり、別事件の差戻前第一審の公判期日において二度と被告人と会うつもりがないなどと意見陳述したことや、本件手紙において暗に証人出廷しないように又は被告人に不利な証言をしないよう要求していることなどを指摘して、「面会を強請し」に該当するとした。

しかし、仮に「面会を強請」に、手紙の送付による場合が含まれるとしても、相手方の居所等において直接面会の求めがされる場合などと比して、手紙の送付という態様で行われた本件は、相手方に生じる法益侵害の危険の程度に自ずと相違がある上、本件は身柄拘束中の被告人により行われたものであって、面会の求めに応じなければ、被告人又はその意を受けた者が相手方の住居等に出向いたりする現実的な可能性があったとも認められない状況で行われたものである。そのみならず、原判決が本件手紙のうちで「面会を強請」したと評価した記載内容をもみても、「そろそろ会いに

来てくれ」「手紙か面会に来てほしい。お願いだ。(泣き) 会って話がしたい。叔母さんともいいから来て下さい。」というものであって、およそ威圧的と評価できるものではない。そうすると、Bが被告人と面会する意思がないとみられる状況であったことを踏まえても、本件手紙によりBに対し「強いて」面会を求めたものとは評価できない。本件手紙における被告人のBに対する面会の求めは、思慕の状に基づく哀願愁訴ともいべきものとみられる。

従って、被告人が本件手紙を送付するなどした行為は、手紙や電話等の間接的な方法は構成要件上除外されている旨の弁護人の主張について検討するまでもなく、面会を強請したものとはいえない、としたのである。

イ. 強談の点

次に強談の成否につき、「強談」とは、他人に対し言語をもって強いて自己の要求に応ずべきことを迫る行為でなければならず、単に自己の要求を伝える行為では強談に足りないとする。そして、本件手紙は、出廷して証言する負担による体調の悪化が心配であるため、Aの母Bの証人出廷を望まない気持ちがあることを記載するものに過ぎず、文言上、Bに対し証人として出廷しないことなどを求める記載はない。また、一貫してBらの体調を気遣う旨を記載している。これに被告人と相手方の関係性や経緯等を踏まえてみても、手紙の記載が威圧的なものと評価することは困難である。そのため、原判決がいうような「暗に、証人として出廷しないよう又は被告人に不利な証言をしないよう要求する趣旨を伝えるもの」と評価することに賛同できないとした。

ウ. 威迫の点

以上に対して、威迫については認めている。「威迫」とは、他人に対し

言語又は動作によって氣勢を示し、不安・困惑の気持ちを生じさせる行為をいうとする。そして、手紙の内容の、Aの嘘がばれる、Aにとって不利な証言や証拠が出る、Bが司法面接のDVDにつき嘘だと分かってAを責める可能性があるし、Bがパニックになるといった記載内容につき、被告人にわいせつ行為をされた旨のAの言葉を信じていたとみられ、かつ、検察官請求証人として被告人に不利な証言をすることが想定されるBに対し、繰り返し、Bの両親やAというBに近い人物、さらにはB自身にとって精神的苦痛を伴う証拠が存在したり、法廷で取り調べられたりする旨を伝えるものである。本件手紙が、Bの証人尋問を行う予定であることが被告人の在廷する期日で確認されたそのわずか2日後に送付されたものであることも併せ考えれば、上記手紙の記載は、Bに対して、出廷して証言をすることに対する不安を殊更にあおるものというべきものであり、威迫に当たるとした。

さらに、暴力や報復をちらつかせるものではないとしても、内容上、法廷で証言すること自体に関する一般的な不安や緊張を指摘するにとどまるものではない。刑事施設等で被収容者の発受する手紙を検査し、その一部を削除、抹消することなどができるとしても、これにより、証人等威迫罪に該当する手紙を全て規制できるものではない。被告人が無罪を確信していたとしても、被告人が、自身の抱いていた認識と異なる認識をもって証人として出廷しようとしているBに対して、自分を理解してくれないことに対する不満等を募らせ、書き連ねたものとみることもできる、としている。

3. 証人等威迫罪の立法経緯と関連法令

刑法105条の2の証人等威迫罪は、1958年（昭和33年）に設けられたが、⁽⁵⁾その背景には当時の暴力事犯への対応の必要性があった。すなわち、当時、

刑事暴力事犯の被疑者や被告人、またはこれらの関係者が、被害者や目撃者等の事件の関係者に対して、犯人に不利益な供述や証言をしたとして恨み、あるいは、これらの者に犯人にとって利益となる供述や証言をさせるべく、面会を強要し、利益となる供述や証言をするように迫る等の事件が多数発生したため、これら事件関係者を保護するとともに、刑事司法の適正な運営を確保しようという目的で、本条が新設された⁽⁶⁾。法定刑は、2016年に刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）により加重されて、1年以下の懲役刑または20万円以下の罰金刑から、2年以下の懲役刑または30万円以下の罰金刑となっている（以下、懲役刑は令和4年法律第67号の施行後は拘禁刑）。

本罪が規定される前には、旧警察犯処罰令（明治41年内務省令第16号）において、その1条4号で「故ナク面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者」に拘留刑が科されていた。同令は軽犯罪法（昭和23年法律第39号）の前身としての意義があるが、軽犯罪法には同様の規定は設けられなかった⁽⁷⁾。もっとも、用語としては同様の言葉を用いており、その解釈は基本的には同様に考えられている。

証人等威迫罪以外に面会強請や強談威迫を処罰する規定としては、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号）54条があ

(5) 昭和33年法律第107号による刑法の一部改正により新設された。なお、1995年の刑法現代用語化改正（平成7年法律第91号）によって、「刑事被告事件」が「刑事事件」に改められたが、「面会強請」も「強談威迫」も変えられていない。この点は、麻生光洋ほか「刑法の一部を改正する法律について」ジュリスト1067号（1995年）18頁を参照。

(6) 河井信太郎「刑法・刑事訴訟法の一部改正・暴力関係立法について」法曹時報10巻5号（1958年）31頁以下、前田宏「暴力事犯取締に関する新立法について」警察研究29巻6号（1958年）49頁以下。

(7) 旧警察犯処罰令は、（1947年（昭和22年）に法律となった後）軽犯罪法附則2項により廃止されている。

り、同じ法定刑を定めている⁽⁸⁾。また、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）2条1項は、利得目的での集团的面会強請・強談威迫罪を、同条2項は常習的⁽⁹⁾面会強請・強談威迫罪を規定している。もっとも、本罪は財産犯的な側面があり、刑罰も1年以下の懲役刑と10万円以下の罰金刑であり、現行の刑法105条の2の法定刑よりも軽い。

さらに、面会強要と威迫という行為態様を禁止するものとして、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）⁽¹⁰⁾9条があり、1年以下の懲役刑または10万円以下の罰金刑を科している。そして、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）⁽¹¹⁾107条

(8) 第五十四条 自己若しくは他人の管轄刑事事件の捜査若しくは裁判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、その事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(9) 第二条 財産上不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ第一条ノ方法ニ依リ面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

② 常習トシテ故ナク面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

(10) 第九条 証人又はその親族に対し、当該証人の出頭、証言又は書類の提出に関し、正当の理由がなく、面会を強要し、又は威迫する言動をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(11) 第七十条 被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあった者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定裁判員又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者も、前

は、裁判員等に対して「面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者」に、そして、⁽¹²⁾ 検察審査会法（昭和23年法律第147号）44条の2は、検察審査員等に対して「面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者」に、どちらも、2年以下の懲役刑または20万円以下の罰金刑を科している。かつては刑法105条の2の法定刑よりも重かったが、現在では同条よりも法定刑の下限が軽くなっている。なお、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）7条では、証人等に対する威迫（同法7条1項3号）と裁判員等に対する威迫（同法7条1項4号、5号）とを分けて規定している。⁽¹³⁾

項と同様とする。

- (12) 第四十四条の二 検察審査会が審査を行い、又は審査を行った事件に関し、その検察審査員若しくは補充員若しくはこれらの職にあつた者又はこれらの親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
- (13) 第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める刑に処する。
- 一 略
 - 二 略
 - 三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
 - 四 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金
 - 五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務

4. 証人等威迫罪の保護法益を巡る議論

証人等威迫罪は刑法第7章の犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪として規定されており、司法妨害罪の一種と理解されている。そのため、本罪の保護法益は、まずもって司法の適正な運営という国家的法益にあると解されている。もっとも、本罪が証人等の意思に働きかけるものであることから、証人等の意思の自由や私生活の平穏といった個人的法益も、本罪の保護法益に挙げられることが多い。裁判例上も、本罪の趣旨を「刑事司法の適正な運営や証人等の意思の自由の確保」⁽¹⁴⁾にみている。すなわち、本罪は「証人等の個人的平穏を保護するとともに、刑事司法の適正な運用を確保し、これを阻害する者を処罰する」⁽¹⁵⁾ものであり、「証憑湮滅罪の一類型として犯罪者に対する国家権力の捜査権及び裁判権を妨害する行為を禁止し、もって司法に関する国権の作用を保全する」⁽¹⁶⁾ものとされ、本罪の保護法益は「刑事司法の適正な運営という国権の作用であるとともに、同法所定の者の個人的平穏でもある」⁽¹⁷⁾ことになる。

学説上、本罪の目的を専ら刑事司法作用の保護にみる見解もあるが、⁽¹⁸⁾多

を行う裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定裁判員又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金

2 略

(14) 札幌高判平成19年3月27日刑集61巻8号750頁（後述の裁判例③：最決平成19年11月13日刑集61巻8号743頁の原判決）。

(15) 大阪高判昭和35年2月18日下刑集2巻2号141頁。

(16) 東京高判昭和35年11月29日高刑集13巻9号639頁。

(17) 福岡高判昭和38年12月6日下刑集5巻7=8号1076頁。

(18) 団藤重光『刑法綱要各論（第3版）』（創文社、1990年）91頁、宮内裕

くの見解は本罪には国家的法益を保護する側面と個人的法益を保護する側面の両方があると解している。⁽¹⁹⁾その主従については、主として刑事司法作用を、副次的に証人等の自由や生活の平穩を保護していると解する見解が多い。これは、同じ刑法第7章に規定されている犯人蔵匿等罪（刑法103条）や証拠隠滅等罪（刑法104条）との比較による。そこで挙げられる理由には二つのものがある。まず、証人等威迫罪はそれらの罪と異なり、証拠等の利用を直接的に妨げる行為ではなく、証人等の心理に働きかけることにより、これを間接的に妨げる行為を処罰している。その点で証人等威迫罪は犯人蔵匿等罪よりも司法妨害をもたらす危険の程度が軽いところ、それを補うために個人的法益をも考慮する必要がある⁽²⁰⁾という理由である。もう一つは、自己の刑事事件も対象としておりその点で犯人蔵匿等罪や証拠隠滅等罪よりも処罰範囲が拡張されている点から、副次的に個人的法益を考慮している⁽²¹⁾という説明である。

証人等威迫罪の保護法益は主として刑事司法作用であると解する場合、その法益への攻撃の類型としての面会強請と強談威迫は、刑事司法作用への攻撃としてのある程度の質を備えていなければならないことになる。この質を備えたものでありかつ個人の意思の自由や私生活の平穩を攻撃する

『新訂刑法各論講義』（有信堂、1962年）319頁など。

(19) 例えば、大塚仁『刑法概説各論（第3版補訂版）』（有斐閣、2005年）602頁、佐久間修『刑法各論（第2版）』（成文堂、2012年）435頁、曾根威彦『刑法各論（第5版）』（弘文堂、2012年）305頁、中森喜彦『刑法各論（第4版）』（有斐閣、2015年）467頁、西田典之（橋爪隆補訂）『刑法各論（第7版）』（弘文堂、2018年）467頁、山口厚『刑法各論（第2版）』（有斐閣、2010年）591頁。

(20) 大谷實『刑法講義各論（新版第5版）』（成文堂、2019年）611頁。

(21) 青木清相「偽証及び証憑湮滅」日本刑法学会編『刑法講座5 各論の諸問題』（有斐閣、1964年）86頁、平川宗信『刑法各論』（有斐閣、1996年）546頁以下。

ものが、本罪の規制の対象となるべきことになる。

5. 面会強請について

証人等威迫罪における「正当な理由がないのに面会を強請し」は、相手の意に反して面会を要求することであり、面会を求める者と求められる者との関係その他四囲の状況において面会を要求することが社会通念上妥当でない⁽²²⁾と認められることをいう、とされている。「正当な理由がないのに」は違法性阻却事由が存在しない場合を意味する注意規定に過ぎない。面会強請の典型例は、住居や事務所の入口等から相手に大声で、あるいは家人を介して面会を求める場合である。

面会強請が、相手の面前もしくは近辺で直接的になされることを要するか、手紙や電話等により間接的になされる場合も含むかという問題につき、裁判例では、電話や文書、使者等により間接的に面会を求める場合までを含まないとするものがある。

裁判例①：福岡高判昭和38年7月15日下刑集5巻7=8号653頁

この事案は、窃取したケーブル線を切断していた現場を見られた被告人が、目撃した被害者に内緒にしてくれと頼んだところ、被害者が警察に申告したものである。被告人は、電話で被害者に「昨日俺があれだけ内証にしてくれと頼んだのに何故喋つたか、それでも男か、お前にはお世話になつたから午後八時に出て来い、場所はどこでもよい、お前が決める、お前が警察、警察と言うなら午後八時とは言はん今から直ぐ来るけんそこに待つとけ」等と申向けた。

原審の長崎地判昭和37年12月6日下刑集4巻11=12号1076頁は、「刑法

(22) 旧警察犯処罰例における「故ナク面会ヲ強請シ」に関するものであるが、大判大正12年11月30日刑集2巻884頁。

第一〇五条の二にいう『面会の強請』とは、直接その相手方に対し、言語、挙動等を示して、強いて面会を求める場合をさし、電話、文書、使者等により間接的に面会を求める場合までは包含しないと解すべきである。してみれば、電話を通じて間接的に為した被告人の右所為は『罪とならない』ものである」として無罪を言い渡した。

控訴審たる前掲福岡高判昭和38年7月15日もまた、間接的な方法では面会強請には当たらないとしている。すなわち、「案ずるに、刑法第一〇五条の二の規定は、面会強請の方法についてなんらの限定もしていないのであるから、その方法は直接たると間接たるを問わないようにも解せられるのであるけれども、面会強請の社会的意義からいつても、はたまた同法条の保護法益が、刑事司法の適正な運用という国権の作用であるとともに、同法条所定の者の個人的平穩でもあること、および同法条制定の趣旨、目的からみても、その方法にはおのずから限界があるものであつて、直接相手方の住居、事務所等において行なうことを要し（家人等を介する場合を含む）、書信、電話等によるがごとき間接に行われるものは包含しないものと解するのが相当である。けだし、いわゆるお礼参りとして、刑事被告人の被疑者、被告人、その身内の者等が被害者、証人、参考人等同法条所定の者に対し、示談や告訴、告発の取下を求め、あるいは捜査、裁判機関に対し有利な供述をなさしめるため、その住居、事務所等において面会を強請し、同人らに個人生活ないし社会生活上すくなからざる不安、困惑を感じしめ、また感ぜしめつつあることは一つの大きな社会的事実であつて、この現実に立脚し、この種事犯の取締を目的として同法条は新設されたものであり、またその面会の強請が住居、事務所等においてする直接の方法によるのと、書信電話等による間接の方法によるのでは、相手方の蒙る不安、困惑の程度が一般に格段の相違があり、後者はむしろ一般に忍容しうべきところである。もつとも、書信、電話等による間接の方法によ

る場合でも、その威圧の程度が強度となり、一般に人を畏怖させるに足る程度に達することもあろうが、そうなれば脅迫罪が成立し、場合によっては強要罪ないし恐喝罪の着手があることになるだけである。原判決が、本件電話を通じて間接的に面会を求めた被告人の所為は同法条にいう面会強請にあたらぬ、として無罪の言渡をしたのは相当である。」

面会強請は、後述の強談威迫の準備的行為の側面があり、強談威迫に比して本罪の保護法益を侵害する危険の程度も低く間接的である。そのこともあって、学説上、面会強請について文書や電話等による間接的な方法によるものは含まないという見解が多い。⁽²³⁾これに対して、間接的な方法も含むという見解もある。⁽²⁴⁾これは、電話で通話する場合などは、相手に与える影響が直接面談する場合と比して大差がないことを理由とする。⁽²⁵⁾

これと同様の理解は、本件第一審（津地判令和5年3月22日）にも見ら

(23) 白井滋夫「暴力取締立法の問題点」警察学論集11巻7号（1958年）16頁以下、前田・前掲注(6)58頁、柏木千秋『刑法各論』（有斐閣、1965年）377頁、植松正『刑法概論Ⅱ各論（再訂版）』（勁草書房、1975年）53頁、齊藤誠二編『刑法各論』（八千代出版、1986年）461頁〔渡辺則芳〕、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第3版第6巻』（青林書院、2015年）398頁〔仲家暢彦〕、大塚・前掲748頁、福田平『全訂刑法各論〔第三版増補〕』（有斐閣、2002年）32頁、高窪貞人ほか『刑法各論〔全訂版〕』（青林書院、1996年）319頁以下〔石川才顕〕、浅田和茂ほか『刑法各論〔補正版〕』（青林書院、2000年）367頁〔齊藤豊治〕、佐久間修『刑法各論（第2版）』（成文堂、2012年）435頁、木村裕三・小林敬和『現代の刑法各論〔改訂第3版〕』（成文堂、2008年）378頁、川端博『刑法各論講義（第2版）』（成文堂、2010年）703頁。

(24) 今井猛嘉『刑法各論（第2版）』（有斐閣、2013年）379頁、須之内克彦『刑法概説各論』（成文堂、2011年）385頁、高橋則夫『刑法各論（第4版）』（成文堂、2022年）690頁。

(25) 家令和典「判批」法曹時報62巻5号（2010年）277頁。

れる（前述2（1）を参照）。本件第一審がいうように、情報通信機器の発達により、テレビ電話等によって面会強請がなされる場合はあり得る。その意味では、直接的な場合に限られるとは言い切れない。しかしながら、ここで注目する必要があるのは、テレビ電話等は、相手に対して音声だけでなく、姿勢や身振り手振りも伝わることで、いわば直接面と向かって行われる場合にかなり近いものであるという点である。情報通信機器の発達で、このように直接の対面と同様に行われる場合には、強いて面会を求めたとして、面会強請を認める必要も生じ得る。この意味で、面会強請は、相手の面前や近辺で直接的になされる場合か、映像等によって直接的な場合とほぼ同様に相手に伝わる場合に限られることになる。そうでなければ、刑事司法作用への攻撃としての質を十分に有し得ないであろう。従って、映像等によって直接的な場合とほぼ同様に相手に伝わる場合以外の間接的な方法は、構成要件上除外されていると考えられる。故に、裁判例①が面会強請を否定したのは妥当である。

仮に、音声のみの電話の場合には、音声によって相手に伝わる情報量が相応にあるとしても、これによって相手に対して意に反した面会を要求するには相当の内容、口調、音量といったものが必要になってくる。しかし、それでも直接的な場合とは相当の違いがある点は見逃すべきではないであろう。電話の場合でも法益侵害の危険性の程度は相当に低いのである。まして、手紙といった文章の場合はさらに間接的なものであり、本罪の違法性を備えることは、つまり刑罰に値するほどの違法性を備えることは否定されるべきことになる。従って、本件のように、手紙で元妻B（Aの母）に「そろそろ会いに来てくれ」「手紙か面会に来てほしい。お願いだ。（泣）会って話しがしたい。叔母さんとでもいいから来て下さい。」と告げたとしても、刑法105条の2の「面会を強請し」には当たらないことになろう。

この点で、本件控訴審（名古屋高判令和6年2月28日）は、手紙の内容について、強いて面会を求めたものではなく、思慕の状に基づく哀願愁訴ともいうべきものと評価している。手紙の記載内容自体が、相手に面会を強いていないとして面会強請を否定している。その意味で、手紙といった間接的な方法も含まれ得ることは前提にしているようには思われる。もっとも、本件控訴審は、本件手紙の送付が、身柄拘束中の被告人により行われたものであって、面会の求めに応じなければ、被告人又はその意を受けた者が相手方の住居等に出向いたりする現実的な可能性があったとも認められない状況で行われたものであることを指摘している。これは、直接的に面会を強請することが証人等威迫罪の違法性にとって大きな意味を持つことを前提にしつつ、直接的に面会強請がなされる危険性が低いことを指摘したものと評価できる。そうすると、本件控訴審がいうように、相手方に生じる法益侵害の危険の程度に自ずと相違があるのであるから、間接的な方法による場合には制限がかかるとすべきように思われる。その意味で、手紙やメール、電話といった対面によらない間接的な手段については面会強請からは除外すべきであろう。特に手紙やメールといった文面のみの場合は、典型的に法益侵害の危険の程度が低いように思われる。仮に手紙が面会強請に含まれるとしても、裁判所の判断枠組みからすれば、相当強い表現を用いた場合や何度も同内容を送りつけるといったものでなければならぬであろう。その意味では、本件控訴審が強いて面会を求めたとはいえないとして面会強請を否定した点は、妥当に思われる。

6. 強談威迫について

証人等威迫罪における「強談威迫の行為」は、強談または威迫の行為である。強談は相手に対して言語をもって強いて自己の要求に応ずるよう迫る行為であり、威迫は相手に対して言語や動作をもって氣勢を示し、不安

や困惑を生じさせる行為である。⁽²⁶⁾

面会強請と異なり、強談威迫については直接の場合に限らず間接的な方法による場合も含むとする裁判例がある。

裁判例②：鹿児島地判昭和38年7月18日下刑集5巻7＝8号748頁

この事案は、暴力団員であった被告人Xが同輩の起こした恐喝未遂事件に関して、同輩が逮捕されたのはその近くにいたAが通報したからだと考え、Aに対して、「Xだが今度はおやじの事でいろいろお世話になったそうですね、あんたが警察に知らせたんでしょ。私も今度関西方面の極道者から素人に密告されて黙っているようでは極道者の端くれにも入らんと言われたので、誰が警察に知らせたかを調べてお礼をする、警察が頼みになるのであればこの電話のことも知らせたらどうか。」と申し向けたものである。鹿児島地裁は特に理由を示さず、暴力団の「威力を背景にして同人の身体に如何なる危害を加えるかも知れない旨暗示して同人を畏怖させもつて前記恐喝未遂事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有するAを脅迫するとともに同人に対し強談威迫の行為をしたものである」としている。

裁判例③：最決平成19年11月13日刑集61巻8号743頁

この事案は、被告人がスナックで働くAをかねてより気に入り、Aに対してつきまとい等をしていたが、Aの働くスナックにおいて客BがAに話しかけたところを気に食わず、Bに対して暴行を加え、その後、Bに対する暴行事件の証人であるAに対して、「偽証罪で告訴するので其の心算で対處されるがよい。」「貴女が何時迄も謝罪も反省もなくば永遠に刑事

(26) 大判大正11年10月3日刑集1巻513頁。

告訴，民事裁判は続くと思います。」などと2枚にわたって記載した文書の写しを配達記録郵便で郵送し，郵送先の郵便局において，Aに閲覧させたというものである。

第一審の札幌地判平成18年10月24日は，『『威迫』とは，言語又は動作をもって氣勢を示し，相手に不安，困惑の念を抱かせる行為であるところ，そのような行為であれば，手紙等による間接的方法による場合もこれに含まれるというべきであり，刑法105条の2の文言上，間接的方法による場合も除外されていないといえる上，刑事司法の適正な運営や証人等の意思の自由の確保という証人威迫罪設定の目的に照らせば，手紙を送付するという間接的な方法による威迫行為も同罪によって処罰の対象とされているというべきである。』として，本罪の「威迫」を認めた。

控訴審の札幌高判平成19年3月27日もまた，「証人威迫罪は刑事司法の適正な運営の保護を主たる目的として設けられていることからすると，それが間接的な方法によるからといって同罪を構成しないとす合理的な理由はなない」としている。

最高裁（最決平成19年11月13日）も「刑法105条の2にいう『威迫』は，不安，困惑の念を生じさせる文言を記載した文書を送付して相手にその内容を了知させる方法による場合が含まれ，直接相手と相対する場合に限られるものではないと解するのが相当」としている。

裁判例④：東京高判令和元年6月12日高刑速（令1）号166頁

この事案は，警察署の留置施設に収容されていた詐欺事件の被告人が，拘置所に収容されていた同事件共犯者Aに対し，「まあ，あんだけ，歌ってたら刑も安くなるワ。Aちゃん，だけど20～30万は貰ってるのにこれはあかんやろ?」「正直Aちゃん俺の周りババイカリしてるよ。マジで!!」「これ以上歌われたら，俺が止まらなくなるし本間にマイク捨て

ろよ！！」「本間歌い過ぎやで。まあ再会を心より楽しみにしてるよ！！」などと記載した手紙を郵送し、Aが収容されている拘置所内で閲覧したというものである。

裁判所は、「本件手紙の内容は、原判示のとおり、本件詐欺、同未遂事件への被告人の関与等を供述したAを非難し、同人が関係者の怒りを買っている旨を伝えるなど、言語で氣勢を示して同人を威迫するものであって、同人に不安、困惑の念を生じさせるに十分であり、証人威迫罪の実行行為としての実質を備えていることは明らかである。所論が指摘する被告人が封筒に『友』と書いたり、本文中に冗談めかした言葉を書いたりしている点は、Aの供述調書にもあるとおり、単なる友人同士の手紙のやり取りにすぎないかのように見せかけるためのものとみるのが合理的であり、上記判断を左右するものとはいえない。」としている。

そして、本件手紙が警察署や拘置所の担当者の信書の検査を問題なく通過してAの手元に届けられたことは、その内容が威迫行為としての実質を備えていなかったとの主張に対して、「留置施設や刑事施設では、被収容者の発受する信書を検査し、その内容によっては発信の差止め等を行うことができる」とされているからといって、証人威迫罪に該当するような手紙のやり取りを全て発見して適切に規制できるとは限らないことからすれば、本件手紙の発信の差止め等が行われなかったとの事情は、その手紙の内容が威迫行為としての実質を備えていないことを直ちに示すものとはいえない。」としている。

裁判例②・③・④の様に、威迫については、電話だけでなく手紙による場合でも認められている。裁判例②については強談も認めているように読める。しかし、強談も同様に考えてよいかは疑問が残る。前述のように、強談は相手に対して言語をもって強いて自己の要求に応ずるよう迫る行為

である。面会強請と同じく相手に対して行動を強いるものである。そのため、面会強請と同様に、直接的な場合か、映像等によって直接的な場合とほぼ同様に相手に伝わる場合に限られることになる。ここでも手紙やメールといった文面のみによる場合は典型的に法益侵害の危険性は低く、本罪の可罰性に見合うだけの法益侵害の危険性は否定されよう。

学説上、強談威迫についても間接的な方法は含まないとするものが有力である。⁽²⁷⁾他方、間接的な方法も含まれるとするものもある。⁽²⁸⁾もっともそれは、威迫という相手に対して言語や動作をもって氣勢を示し、不安や困惑を生じさせる行為にのみ妥当するものと位置づけるべきであろう。以上からすると、本件のように手紙による場合は、少なくとも強談には当たらない。

これに対して、裁判例上、威迫については手紙による場合も当たり得る。もっとも、「面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者」というように、威迫に関してその方法を条文上制限していない裁判員の参加する刑事裁判に関する法律107条では、その法定刑の下限が刑法105条の2の証人等威迫罪よりも軽くなっており、文書による場合も含んでいることでその刑の下限が低くなっていると理解できる点は注意すべきである。組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律においても、敢えて分けて規定している。このようなことからすると、本来、刑法105条の2の威迫は、強談や面会強請と同様に、間接的な方法には制限があることになる。すなわち、証人

(27) 注23で挙げた文献を参照。

(28) 注24で挙げた文献に加えて、山口・前掲593頁。証人等の精神的安定に着目するものとして、堀内捷三『刑法各論』（有斐閣、2003年）323頁、穴沢大輔「判批」ジュリスト1426号（2011年）190頁、渡邊卓也「判批」立命館法学341号（2012年）616頁以下を参照。

等威迫罪における威迫につき手紙による場合が含まれるとしても、手紙の場合、文章で相手に対して氣勢を示し、不安や困惑を生じさせることになるのであるから、相当に強度な内容、文面といったものが要求されることになる。

この点で、裁判例④は、手紙が送られた相手との関係性や文章の文脈に注目している。すなわち、手紙が送られたAは同じ詐欺事件の共犯者であって、Aが被告人の関与を供述したといういわば「仲間内の裏切り」に対して、仲間や被告人自身からの報復を匂わせる文章を送っている。すなわち、「俺の周りババイカリしてる」や「これ以上歌われたら、俺が止まらなくなる」、「まあ再会を心より楽しみにしてるよ!!」は、Aに対する報復を含意していると読み取れる。そのため、手紙とはいえ、強度に相手の不安や困惑を生じさせるものである。

裁判例③においても、同様に手紙が送られた相手との関係性や文章の文脈が重要である。Aに対して従前からAのいるスナックに頻繁に訪れ指輪等のプレゼントをしていたこと等からAや店のマスター、Aの父親ともトラブルを起こしていた。そして、Aの前で被告人はDに対する暴行事件を起こしている。このことからすれば、被告人が送った手紙の文面の「偽証罪で告訴するので其の心算で対處されるがよい。」「貴女が何時迄も謝罪も反省もなくば永遠に刑事告訴、民事裁判は続くと思います。」などは、今後もつきまとい、場合によっては暴力をも辞さないものであるとの趣旨を含み得ることになる。このように強度に相手の不安や困惑を生じさせるものであるからこそ、威迫が認められたことになる。

翻って、本件で問題となった文面が、このような強度に相手の不安や困惑を生じさせるものであるかは疑問が残る。本件の手紙はAの母に対する負担への懸念を送っているに過ぎない。「俺と先生はAの母を証人尋問はしたくない気持ちだった」、「検事の暴走で証人尋問をやる事になっ

た。」「本当に精神的とストレスはハンパないからね（泣）無理はするなよ。（泣）裁判より身体の方が大事だからね。（泣）検事は自分達の事しか考えていないからね（泣）」、「クライマックスだからAに対して不合理的な証言や証拠が出るから。」「本当は司法面接のDVDが5枚あるんだけど5枚ともAの母にも見せたい気持ちが少なからずあるけど見たら嘘だって分かってAの母がAを責める可能性があるしAの母のパニックがヒドクなるのをさけるしかないと思っているよ。」などは、Aの母に対する暴力を匂わせるものでもなければ、その後の報復をちらつかせるものでもない。法廷での証言は、それに慣れていない多くの人々にとってはもともと不安や緊張の念を生じさせるものであって、そのことを指摘しただけでは威迫には当たらないであろう。

また、本件の手紙は、実子Aに対する準強制わいせつの審理継続中の被告人が、元妻（Aの母）Bに送った手紙である。この関係からしてBが証言すること自体が相当に負荷のかかるものである。Bの体が震えて涙も出てくる状態になったとしても、それは被告人の手紙によらずとも生じておかしくないものである。そして、Bは体調にも不安を抱えていた。差戻後第一審において無罪判決が出る高度の期待ができる状況にあったのであれば、わざわざBの不安をあおる必要もない状況にあった。このことからして、Bの体調を慮っての趣旨であると十分に受けとることができる内容である。

確かに、津地判令和5年3月22日がいうように、「留置施設や刑事施設では、被収容者の発受する信書を検査し、その内容によっては発信の差止め等を行うことができるとされているからといって、証人等威迫罪に該当するような手紙のやり取りを全て発見して適切に規制できるとは限らないことからすれば、本件手紙の記載内容について削除等の指示がされなかったとの事情は、本件手紙の内容が強談威迫行為としての実質を備えていな

いことを直ちに示すものとはいえない」とは言えないかもしれない。この点は前掲東京高判令和元年6月12日（裁判例④）でも同様の発想がみられる。しかし、上記の様な文面からすれば、手紙を確認した被告人の勾留されていた三重刑務所の刑務官からしても、問題がないものと受け止められ、それが故に本件手紙の記載内容について削除等の指示をしなかったと解する方が自然である。削除等の指示を出さなかったことは、本件手紙の内容が、氣勢を示し、不安や困惑を生じさせるものではなかったことを示す一つの事実といえる余地があろう。

そうすると、本件は威迫が認められた裁判例とは事案を異にし、本件手紙の内容につき、氣勢を示し、不安や困惑を生じさせるものであるとするには合理的な疑いが残っているように思われる。また、前述のように強談は手紙による場合を含まないと解すべきであるが、仮に含まれるとしても、被告人に不利な証言をしないよう要求する趣旨として強いて自己の要求に応ずるよう迫るものであったと解することにも合理的な疑いが残るであろう。その点で、名古屋高判令和6年2月28日が強談を否定した点は、結論において正当に思われる。

7. お わ り に

本稿は、証人等威迫罪の行為につき、間接的な方法による場合の成否に関する限界について検討を行った。同罪の面会強請と強談威迫は、刑事司法作用への攻撃としてのある程度の質を備えていなければならない、かつ個人の意思の自由や私生活の平穩を攻撃するものに限られることになる。この視点からは、手紙やメールといった文面のみにより行われる場合は証人等威迫罪の保護法益に対する危険性が低いといえよう。刑法105条の2の「面会を強請し」や「強談」は相手に対して要求を押し付ける側面があり、同罪の可罰性に見合うには、相手の面前や近辺で直接的になされる場合か、

186(186) 法と政治 75巻1号 (2024年5月)

映像等によって直接的な場合とほぼ同様に相手に伝わる場合に限られるべきであろう。

他方、同条の「威迫」は、相手に対する一定の行為の要求がなくとも認められ得るため、手紙やメールといった文面のみの間接的な方法の場合でも排除はされない。もっとも、間接的な方法には伝わり方に制限があり、手紙やメールといった文面のみの場合、文章で相手に対して氣勢を示し、不安や困惑を生じさせることになるのであるから、相当に強度な内容、文面といったものが要求されることになる。この点で、本件控訴審たる名古屋高判令和6年2月28日は威迫については認めたが、被告人がBの体調を慮っていたという点、Bと手紙でしかコミュニケーションをとる手段がなく、差戻後第一審において無罪判決が出る高度の期待ができるという状況の中で、認めた本件手紙を送付した点は、なお検討の余地がある。

On forcibly demands a meeting with or intimidates person
in Intimidation of Witnesses
(Article 105-2 Penal Code of Japan)

Yuto NAKAMURA

This article examines acts of intimidation of witnesses in Japanese Penal Code. The offence prohibits the acts of forcibly demands without just cause a meeting with, or uses intimidation against witnesses, as a punishable offence. While those acts are typically committed directly and face-to-face against a witnesses, the text does not exclude cases where they are committed by indirect means. With the development of technology, it can be assumed that even indirect methods can have the same degree of impact on witnesses as direct methods. However, there is a wide variety of indirect methods, some of which involve real-time visual or audio transmission, while others, such as letters, are only transmitted to the other party in writing. This article, with reference to court cases, shows that certain restrictions apply to indirect methods. In particular, we would argue that letters are typologically less influential on the other party and that most of them should not be subject to the crime of intimidation of witnesses etc.